7～9　（略）

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五　（略）

2　（略）

3　建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第二項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならない。

4　（略）

（施工体系図）

第十四条の六　施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一～三　（略）

四　前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ　（略）

ロ　特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する特定専門工事をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・ニ　（略）

附　則

この省令は、建設業法施行の日から施行する。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注記表

（略）

注

1～17―2　（略）

17―3　国際最低課税額に対する法人税等

18　（略）

6～8　（略）

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法）

第十三条の十五　（略）

2　（略）

3　建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならない。

4　（略）

（施工体系図）

第十四条の六　施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一～三　（略）

四　前号の請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ　（略）

ロ　特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の八において同じ。）の該当の有無

ハ・ニ　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建設業法施行の日から施行する。

（令和六年能登半島地震に係る経営事項審査の受審の特例）

2　令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であつて、事業年度が令和五年十月二十九日から令和六年八月三十日までの間に終了するものについての令和七年三月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「令和四年十月二十八日」とする。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注記表

（略）

注

1～17―2　（略）

（新設）

18　（略）